

奈良県選挙管理委員会告示第四十号

選挙関係事務執行規程（昭和四十四年十一月奈良県選挙管理委員会告示第三十号）の一部を次のように改正する。

平成二十八年六月二十八日

奈良県選挙管理委員会

委員長 白 井 皓 喜

別記第十一号様式の三その一（自動車）の裏中「15,300円」を「15,800円」に改める。
別記第十一号様式の三の二中「7円30銭」を「7円51銭」に、「365,000円」を「375,500円」に、「4円88銭」を「5円2銭」に改める。
別記第十一号様式の四中「510円48銭」を「525円6銭」に、「301,875円」を「310,500円」に、「26円73銭」を「27円50銭」に、「557,115円」を「573,030円」に改める。
別記第十一号様式の五のその一（選挙運動用自動車の使用）の（別紙）その2中「15,300円」を「15,800円」に改め、同様式のその1の二（ビラの作成）の（別紙）中「7円30銭」を「7円51銭」に、「365,000円」を「375,500円」に、「4円88銭」を「5円2銭」に改め、同様式のその二（ポスターの作成）の（別紙）中「510円48銭」を「525円6銭」に、「301,875円」を「310,500円」に、「26円73銭」を「27円50銭」に、「557,115円」を「573,030円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規程は、公布の日から施行する。
（経過措置）
- 2 この規程による改正後の選挙関係事務執行規程の規定は、この規程の施行の日（以下「施行日」という。）以後その期日を告示される選挙について適用し、施行日の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。